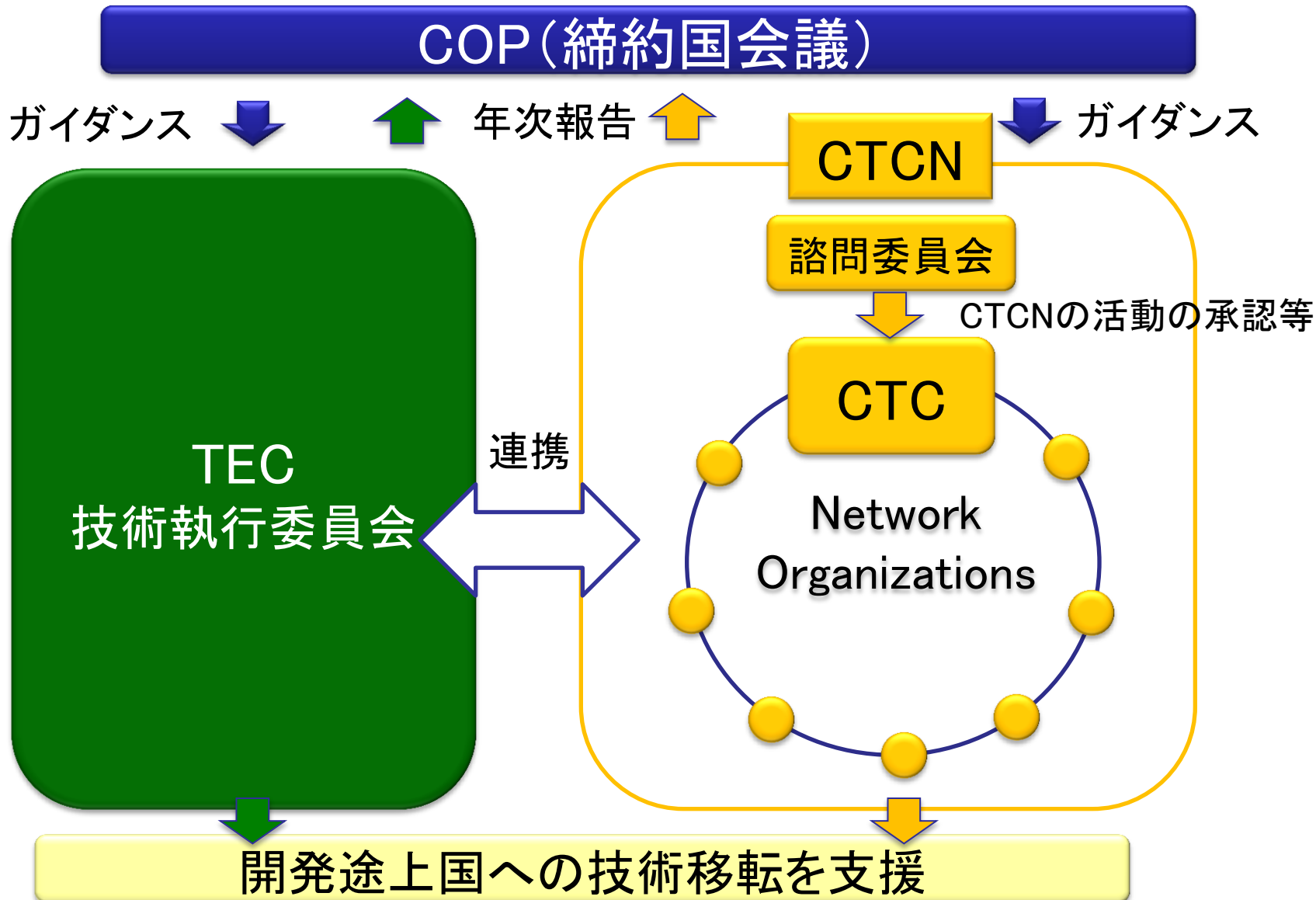


**参考：
気候技術センター・ネットワーク(CTCN)の概要**

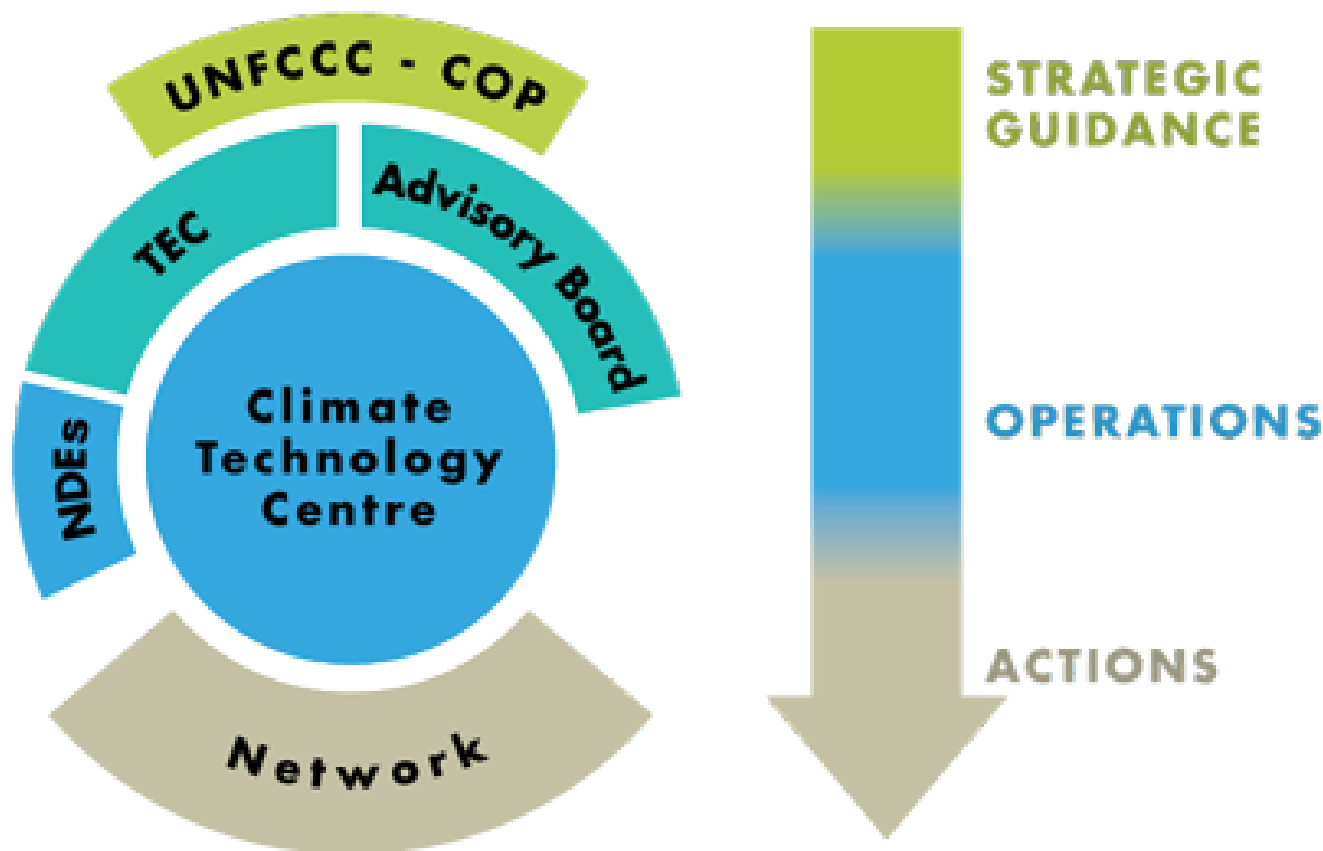
気候変動交渉における技術移転の位置づけ

- ・ 気候変動枠組み条約第4条5
“附属書2 の締約国は、他の締約国（特に開発途上締約国）がこの条約を実施することができるようにするため、適当な場合には、これらの他の締約国に対する環境上適正な技術及びノウハウの移転又は取得の機会の提供について、促進し、容易にし及び資金を供与するための実施可能なすべての措置をとる。この場合において、先進締約国は、開発途上締約国の固有の能力及び技術の開発及び向上を支援する。技術の移転を容易にすることについてのこのような支援は、その他の締約国及び機関によっても行われ得る。”
- COP14で決定されたポズナン戦略プログラムに基づき、地球環境ファシリティ(GEF)が再生可能エネルギー等、様々な途上国への技術移転プログラムを実施。
- COP16において、技術移転を促進する「技術メカニズム」の構築を決定。2013年の稼働に向けて準備を進めてきた。

技術メカニズムの概念図①



技術メカニズムの概念図②



気候技術センター（CTC）のホスト機関

- COP18でUNEPコンソーシアム（13機関）を承認。
- 本年より各国からネットワーク機関を募集



AIT
Asian Institute of Technology

UNEP RISO CENTRE
ENERGY, CLIMATE AND SUSTAINABLE DEVELOPMENT



NREL
NATIONAL RENEWABLE ENERGY LABORATORY

giz Deutsche Gesellschaft
für Internationale
Zusammenarbeit (GIZ) GmbH



ECN

Energy research Centre of the Netherlands

FB | FUNDACIÓN
DESDE 1963 | BARILOCHE

CATIE
Solutions for environment and development
Soluciones para el ambiente y desarrollo

CSIR
our future through science



World Agroforestry Centre
TRANSFORMING LIVES AND LANDSCAPES



enda

COP19の主な成果と論点（技術関連）

- ・ 気候技術センター・ネットワーク(CTCN)の関連規定が決定され、技術メカニズムが本格稼働。
- ・ COP19終了後、CTCは途上国からの技術移転要請を受け付け開始。
- ・ 低炭素技術(気候技術)の知的所有権(IPR)に関して先進国と途上国が激しく対立。途上国はADPにおいても2015年合意でIPRの軽減メカニズム設置を主張。

CTCNの準備状況

- ・ CTCオフィスデンマーク・コペンハーゲンに設置。
- ・ COP19にて2013-2017の作業計画(予算規模\$100M)やサービス提供に係る各種規定を決定。
- ・ CTCNは途上国の技術移転要請を受付開始。CTCが初期サービスを提供。
- ・ より本格的なサービスを提供するネットワーク機関を先進国等から募集。
- ・ 技術移転プロジェクトの技術調査団の派遣やトレーニング、プレFS、先進国と途上国の技術マッチング等が提供サービスとして想定。

